

第 5 0 号議案

専 決 処 分 に つ い て

令和 6 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について、令和 7 年 3 月 3 1 日付けで専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

令和 6 年度の国庫支出金等が確定したことなどのため、令和 6 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算（第 6 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

新宮町長

桐島光昭

令和 6 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算

令和 6 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 8 3 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 5, 6 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 3 1 日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	事業収入	82,814	4,464	87,278
	1 事業収入	82,814	4,464	87,278
2	国庫支出金	45,251	25,706	70,957
	1 国庫補助金	45,251	25,706	70,957
4	繰入金	67,931	△35,009	32,922
	1 一般会計繰入金	67,931	△35,009	32,922
歳 入 合 計		210,439	△4,839	205,600

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	事業費	194,189	△4,839	189,350
	1 事務費	69,592	0	69,592
	2 事業費	124,597	△4,839	119,758
	歳 出 合 計	210,439	△4,839	205,600

1 総括
(歳入)

1 総括
(歳入)

[illegible]

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 事業費	194, 189	△4, 839	189, 350
歳 出 合 計	210, 439	△4, 839	205, 600

2	歳入	
1	款 事業収入	4,464千円
	1 項 事業収入	4,464千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入	千円 82,814	千円 4,464	千円 87,278
計	82,814	4,464	87,278

2	款 国庫支出金	25,706千円
	1 項 国庫補助金	25,706千円

1 渡船事業国庫補助金	45,251	25,706	70,957
計	45,251	25,706	70,957

4	款 繰入金	△35,009千円
	1 項 一般会計繰入金	△35,009千円

1 一般会計繰入金	67,931	△35,009	32,922
計	67,931	△35,009	32,922

節		説 明
区 分	金 額	
1 渡船料金	千円 4,485	一般券利用者 千円 4,485
4 手荷物料金	△3	手荷物 △3
5 小荷物料金	△6	小荷物 △6
6 貨物運賃	△12	一般貨物 △12

1 渡船事業補助金	25,706	離島航路運営費等補助金 25,706

1 一般会計繰入金	△35,009	一般会計繰入金 △35,009

3歳出

1款事業費△4,839千円

1項事務費0千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事務費	千円 69,592	千円 0	千円 69,592	千円 8,701	千円	千円	千円 △8,701
計	69,592	0	69,592	8,701	0	0	△8,701

1款事業費△4,839千円

2項事業費△4,839千円

1 事業費	124,597	△4,839	119,758	17,005			△21,844
計	124,597	△4,839	119,758	17,005	0	0	△21,844

節		説明
区分	金額	
	千円	千円 財源更正

8 旅費	△450	普通旅費△450
10 需用費	△2,370	燃料費△2,370
13 使用料及び賃借料	△2,019	代船傭船料△2,019